

総務委員会資料

平成27年第5回定例会提出予定議案の説明

議案第210号 川崎市職員の給与に関する条例等の一
部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成27年11月24日

総 務 局

川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）新旧対照表【第1条関係】 H27.12.1

改正後	改正前
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>（再任用職員にあっては、<u>100分の40</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>（勤勉手当） 第15条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の75</u>（再任用職員にあっては、<u>100分の35</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～6 （略）</p>

川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）新旧対照表【第2条関係】 H28.4.1

改正後	改正前
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の80</u>（再任用職員にあっては、<u>100分の37.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>（勤勉手当） 第15条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>（再任用職員にあっては、<u>100分の40</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～6 （略）</p>

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）新旧対照表【第3条関係】 H27.4.1

改正後	改正前																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>378,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>480,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center;"><u>543,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>619,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>723,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>7</u></td> <td style="text-align: center;"><u>846,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）、12月に支給する場合に</p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>378,000</u>	<u>2</u>	<u>427,000</u>	<u>3</u>	<u>480,000</u>	<u>4</u>	<u>543,000</u>	<u>5</u>	<u>619,000</u>	<u>6</u>	<u>723,000</u>	<u>7</u>	<u>846,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>377,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>426,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>479,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center;"><u>542,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>618,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>722,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>7</u></td> <td style="text-align: center;"><u>845,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）、12月に支給する場合に</p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>377,000</u>	<u>2</u>	<u>426,000</u>	<u>3</u>	<u>479,000</u>	<u>4</u>	<u>542,000</u>	<u>5</u>	<u>618,000</u>	<u>6</u>	<u>722,000</u>	<u>7</u>	<u>845,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
<u>1</u>	<u>378,000</u>																																				
<u>2</u>	<u>427,000</u>																																				
<u>3</u>	<u>480,000</u>																																				
<u>4</u>	<u>543,000</u>																																				
<u>5</u>	<u>619,000</u>																																				
<u>6</u>	<u>723,000</u>																																				
<u>7</u>	<u>846,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
<u>1</u>	<u>377,000</u>																																				
<u>2</u>	<u>426,000</u>																																				
<u>3</u>	<u>479,000</u>																																				
<u>4</u>	<u>542,000</u>																																				
<u>5</u>	<u>618,000</u>																																				
<u>6</u>	<u>722,000</u>																																				
<u>7</u>	<u>845,000</u>																																				

おいては100分の137.5（再任用職員にあつては、100分の80）」とあるのは「100分の160」と、給与条例第16条の2第2項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。

おいては100分の137.5（再任用職員にあつては、100分の80）」とあるのは「100分の155」と、給与条例第16条の2第2項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。

3 （略）

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）新旧対照表【第4条関係】 H28.4.1

改正後	改正前
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）、12月に支給する場合には100分の137.5（再任用職員にあっては、100分の80）」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項、第16条の2第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5（再任用職員にあっては、100分の65）、12月に支給する場合には100分の137.5（再任用職員にあっては、100分の80）」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「特定任期付職員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。</p> <p>3 （略）</p>

川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）新旧対照表【第5条関係】 H27.4.1

改正後	改正前																																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>401,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>462,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>525,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center;"><u>607,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>706,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>806,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>333,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>370,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>399,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>401,000</u>	<u>2</u>	<u>462,000</u>	<u>3</u>	<u>525,000</u>	<u>4</u>	<u>607,000</u>	<u>5</u>	<u>706,000</u>	<u>6</u>	<u>806,000</u>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>333,000</u>	<u>2</u>	<u>370,000</u>	<u>3</u>	<u>399,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>400,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>461,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>524,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center;"><u>606,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>705,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>805,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>332,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>369,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>398,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>400,000</u>	<u>2</u>	<u>461,000</u>	<u>3</u>	<u>524,000</u>	<u>4</u>	<u>606,000</u>	<u>5</u>	<u>705,000</u>	<u>6</u>	<u>805,000</u>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	<u>332,000</u>	<u>2</u>	<u>369,000</u>	<u>3</u>	<u>398,000</u>
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	<u>401,000</u>																																																				
<u>2</u>	<u>462,000</u>																																																				
<u>3</u>	<u>525,000</u>																																																				
<u>4</u>	<u>607,000</u>																																																				
<u>5</u>	<u>706,000</u>																																																				
<u>6</u>	<u>806,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	<u>333,000</u>																																																				
<u>2</u>	<u>370,000</u>																																																				
<u>3</u>	<u>399,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	<u>400,000</u>																																																				
<u>2</u>	<u>461,000</u>																																																				
<u>3</u>	<u>524,000</u>																																																				
<u>4</u>	<u>606,000</u>																																																				
<u>5</u>	<u>705,000</u>																																																				
<u>6</u>	<u>805,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
<u>1</u>	<u>332,000</u>																																																				
<u>2</u>	<u>369,000</u>																																																				
<u>3</u>	<u>398,000</u>																																																				

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5（再任用職員にあつては、100分の65）、12月に支給する場合には100分の137.5（再任用職員にあつては、100分の80）」とあるのは「100分の160」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5（再任用職員にあつては、100分の65）、12月に支給する場合には100分の137.5（再任用職員にあつては、100分の80）」とあるのは「100分の155」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。

川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）新旧対照表【第6条関係】 H28.4.1

改正後	改正前
<p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5（再任用職員にあつては、100分の65）、12月に支給する場合には100分の137.5（再任用職員にあつては、100分の80）」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項、第14条第2項及び第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5（再任用職員にあつては、100分の65）、12月に支給する場合には100分の137.5（再任用職員にあつては、100分の80）」とあるのは「<u>100分の160</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。</p>

川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）新旧対照表【第7条関係】

改正後	改正前
<p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）新旧対照表【第8条関係】

改正後	改正前
<p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には<u>100分の150</u>、12月に支給する場合には<u>100分の165</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成3年川崎市条例第13号）新旧対照表【第9条関係】

改正後	改正前
<p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 監査委員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成3年川崎市条例第13号）新旧対照表【第10条関係】

改正後	改正前
<p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には<u>100分の150</u>、12月に支給する場合には<u>100分の165</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 監査委員には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年川崎市条例第66号）新旧対照表【第11条関係】

改正後	改正前
<p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年川崎市条例第66号）新旧対照表【第12条関係】

改正後	改正前
<p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年川崎市条例第59号）新旧対照表【第13条関係】

改正後	改正前
<p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年川崎市条例第59号）新旧対照表【第14条関係】

改正後	改正前
<p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年川崎市条例第30号）新旧対照表【第15条関係】

改正後	改正前
<p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の<u>167.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の147.5、12月に支給する場合においては100分の<u>162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年川崎市条例第30号）新旧対照表【第16条関係】

改正後	改正前
<p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の<u>150</u>、12月に支給する場合においては100分の<u>165</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 教育長には、6月及び12月に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の<u>147.5</u>、12月に支給する場合においては100分の<u>167.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。</p>